

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月24日
【会社名】	株式会社コネクホールディングス
【英訳名】	Connect Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀口 利美
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目7番29号
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	株式会社コネクテクノロジーズ 執行役員経営管理統括本部長兼CFO 長倉 統己
【最寄りの連絡場所】	株式会社コネクテクノロジーズ 東京都新宿区西新宿七丁目7番29号
【電話番号】	株式会社コネクテクノロジーズ 03 - 5332 - 6110
【事務連絡者氏名】	株式会社コネクテクノロジーズ 執行役員経営管理統括本部長兼CFO 長倉 統己
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）（注1）
【届出の対象とした募集金額】	190,000,000円（注2）
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

- （注）1．本届出書の対象となる新株予約権は、本株式移転に際し、新株予約権付社債に関する株式会社コネクテクノロジーズの新株予約権者に対して株式会社コネクテクノロジーズの新株予約権の代わりに、新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を交付するものです。なお、株式会社コネクテクノロジーズ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。また、株式会社コネクテクノロジーズ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債については、株式会社コネクテクノロジーズが社債権者に対し負担する社債の債務を、株式会社コネクホールディングス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債として承継いたします。
- 2．新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす額を合算した額です。なお、届出の対象とした募集金額は、本株式移転にかかる株式移転計画に基づき、本株式移転の効力発生日までに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使があった場合、当該募集金額から新株予約権付社債に付された新株予約権の行使にかかる社債の金額が減額されます。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年11月10日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

- 1 組織再編成（公開買付け）の目的等

- 1．株式移転の背景及び目的

- (1) 背景及び目的

持株会社体制への移行により想定される費用対効果及び上場維持方針

- (4) 持株会社体制への移行手順

- 7 組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）

- 1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

第三部 企業情報

第1 企業の概況

- 5 従業員の状況

- (2) 連結会社の状況

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等

株式の総数

- (2) 新株予約権等の状況

- (6) 大株主の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(訂正前)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

(1)募集の条件

(中略)

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権付社債は、株価の下落により割当株式数が増加することがある。</p> <p>2. 価額の修正基準及び修正頻度：本新株予約権の転換価額は、以下のとおり、修正される。 < 転換価額の修正 > 転換価額は、毎週金曜日の株価終値の90%に相当する金額に修正される（毎週金曜日の翌営業日から修正後の転換価額が適用される）。なお、転換価額の修正範囲はその上限を138円とし、下限を35円とする。</p> <p>3. 転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額： 当初転換価額 株式会社コネクトテクノロジー普通株式の株式会社東京証券取引所市場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額（1円未満切捨て） 上限転換価額 138円 下限転換価額 35円 （いずれも「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり修正又は調整されることがある。）</p> <p>4. 割当株式数の上限、下限： 上限 1,376,778株 下限 5,428,566株 （「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）</p> <p>5. 本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還ができる。 当社は、平成23年3月24日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。この場合、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。 当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下、「組織再編行為」という。）につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。なお、この場合、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知する。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 権利内容に何ら限定のない完全議決権株式で当社における標準となる株式。なお、1単元は100株。</p>

新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の価額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項の転換価額(ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「転換価額」という。)は、当初、株式会社コネクテクノロジー普通株式の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)上場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額とする(1円未満切捨て、以下「当初転換価額」という。)ただし、本項2項及び第3項の規定に従って修正又は調整されるものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>2. 転換価額の修正</p> <p>本新株予約権の割当日である平成23年3月1日以降の毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日(ただし、決定日に終値(気配値を含む、以下同じ。)のない場合又は決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする、以下同じ。)の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の、当該日において有効な転換価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満切捨て、以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、第3項で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第3項による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、基準価格が当初転換価額の200%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、本項による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本号第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記 乃至 の定めにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した社債権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

	<p>(4) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が他のいずれかの調整日と一致する場合には、合理的な理由が存在する場合を除き、本項第(2)号に基づく転換価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限転換価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限転換価額の調整についてのみ効力を有する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金190,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日から平成23年9月21日までとする。本新株予約権付社債の繰上償還又は買入消却を行う場合は、当社が取得する本新株予約権の権利行使については、取得日の前銀行営業日までとする。

新株予約権の行使 請求の受付場所、 取次場所及び払込 取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社コネクホールディングス 経営管理統括部 東京都新宿区西新宿七丁目7番29号</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 設置しない。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p> <p>4 新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、「新株予約権の行使期間」欄に定める行使請求期間中に上記、新株予約権の行使請求受付場所に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。 (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所にて行使請求が受理された日に発生する。</p>
新株予約権の行使 の条件	<p>1 各社債に係る新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2 各社債に係る新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の 取得の事由及び取 得の条件	本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡 に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関す る事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権が付された本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に 伴う新株予約権の 交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 平成22年8月31日現在の株式会社コネクテクノロジー第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「第2回新株予約権付社債」といいます。）の個数は40個であり、当社が、本株式移転に際し、株式会社コネクテクノロジーの第2回新株予約権付社債の社債権者に対して第2回新株予約権付社債に付された新株予約権1個に代わり、当社の成立の日の前日現在発行している第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の個数と同数の株式会社コネクホールディングス第1回新株予約権付社債に付された新株予約権1個を交付いたします。なお、第2回新株予約権付社債の行使等により変動する可能性があります。

(中略)

9. 転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額について

転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額は、株式会社コネクテクノロジーの第2回新株予約権付社債における当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額をそれぞれ本株式移転における株式移転比率に基づき、計算した理論数値であります。

(中略)

第二部【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1【組織再編成(公開買付け)の概要】

1【組織再編成(公開買付け)の目的等】

1. 株式移転の背景及び目的

(1) 背景及び目的

(中略)

持株会社体制への移行により想定される費用対効果及び上場維持方針

持株会社体制への移行は、傘下となる事業会社に対する権限委譲と業績に対する結果責任の明確化による意識改革に加え、後記(2)持株会社体制移行に当たって特に重視した点にありますように、現行体制において意思決定スピードの遅れから生じていた機会損失をなくし、それを確実に収益機会とすることにより、収益を向上させることができると考えております。よって、一定のコストを要するものの、要したコストを早期に吸収・回収した上で更なる企業価値向上が期待できると考えております。なお、持株会社体制の移行にかかる費用は(4)持株会社体制への移行手順におけるSTEP までの費用として約7百万円を見込んでおり、当該費用は、今後の事業収益により回収する予定です。

(株)コネクテクノロジーは、平成22年11月26日に開催予定の第11期定時株主総会での承認を前提に、平成23年3月1日を期日(効力発生日)として株式移転により完全親会社となる持株会社を設立することといたしました。同時に(株)コネクテクノロジーは、新設される持株会社の完全子会社となり、(株)コネクテクノロジー株式は上場廃止となります。併せて新設される持株会社は、株式会社東京証券取引所への新規上場を申請します。

従って新設される持株会社が新規上場を申請することにより、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

(中略)

(4) 持株会社体制への移行手順

(株)コネクテクノロジーは、以下の方法により持株会社体制への移行を実施します。

「STEP 1」株式移転による持株会社設立

平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会での承認を前提に、平成23年3月1日を期日として株式移転方式により純粋持株会社「株式会社コネクホールディングス」を設立し、(株)コネクテクノロジーは持株会社の完全子会社となります。また、純粋持株会社設立後において4つの基幹事業を再編し、うちシステムソリューション事業とサービス事業の2つを事業軸とするとともに、新たにエンターテインメント事業を事業軸の1つに加え、合計3つの事業軸をもとに展開します。なお、プロダクツ事業とコンサルティング事業はサービス事業として組み入れ統合のうえ、集約します。

(中略)

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、(株)コネクテクノロジーズの最終の事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面、備置日から本株式移転が効力を生ずる日までの間に上記 から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の該当事項を記載した書面を、(株)コネクテクノロジーズの本店に平成22年11月11日より備置く予定です。

は、平成22年10月21日開催の(株)コネクテクノロジーズの取締役会において作成し、承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。 は、本株式移転に際して(株)コネクテクノロジーズの新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社新株予約権の内容、数、割当に関する事項が相当であることを説明した書類です。 は、(株)コネクテクノロジーズ最終の事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。 は備置日から本株式移転が効力を生ずる日までの間に上記 から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の該当事項を記載した書類です。これらの書類は、(株)コネクテクノロジーズの本店で閲覧することができます。

（中略）

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

（中略）

5【従業員の状況】

（中略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)コネクテクノロジーズの連結会社の平成22年8月31日の従業員の状況は以下のとおりです。

平成22年8月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
システムソリューション事業	15
プロダクツ事業	7
コンサルティング事業	1
サービス事業	4
全社（共通）	17
合計	44

（注）1．従業員数は就業人員（常用パートを含んでおります。）であります。

2．臨時従業員については全社員の10%以下であり、その重要性が低いため記載を省略しております。

（中略）

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

平成23年3月1日時点の当社の状況は以下のとおりです。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	41,747,400
計	41,747,400

(中略)

(2)【新株予約権等の状況】

(株)コネクトテクノロジーズが発行した新株予約権および新株予約権付社債に付された新株予約権に代えて、当社設立の日の前日の最終の(株)コネクトテクノロジーズの新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権等の状況は以下のとおりです。

(中略)

会社法に基づき発行する新株予約権付社債は、次のとおりです。

株式会社コネクトホールディングス第1回新株予約権付社債

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年3月1日)
新株予約権付社債の残高(円)	190,000,000(注)1.
新株予約権の数(個)	38(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株1単元とする予定です。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書別紙7の2をご参照下さい。(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり5,000,000(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成23年3月1日 至平成23年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(注)4. 資本組入額(注)4.
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙7の5をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権が付された本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成22年8月31日現在の株式会社コネクテクノロジー第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の個数です。本株式移転に際して、株式会社コネクテクノロジー第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の成立の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社コネクホールディングス第1回新株予約権付社債に付された新株予約権1個を交付します。したがって、株式会社コネクテクノロジー第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使等により変動の可能性があります。
2. (注) 1. と同じ理由により変動の可能性があります。また、株式移転計画書別紙7の2をご参照下さい。
 3. 株式移転計画書別紙7の3をご参照下さい。
 4. 株式移転計画書別紙7の6をご参照下さい。
 5. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

1. 本新株予約権付社債は、株価の下落により割当株式数が増加することがある。
2. 価額の修正基準及び修正頻度：本新株予約権の転換価額は、以下のとおり、修正される。
< 転換価額の修正 >
転換価額は、毎週金曜日の株価終値の90%に相当する金額に修正される(毎週金曜日の翌営業日から修正後の転換価額が適用される)。なお、転換価額の修正範囲はその上限を138円とし、下限を35円とする。
3. 転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額：
当初転換価額 株式会社コネクテクノロジー普通株式の株式会社東京証券取引所上場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額(1円未満切捨て)
上限転換価額 138円
下限転換価額 35円
(いずれも「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり修正又は調整されることがある。)
4. 割当株式数の上限、下限：
上限 1,376,778株
下限 5,428,566株
(「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)
5. 本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還ができる。
当社は、平成23年3月24日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。この場合、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。
当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下、「組織再編行為」という。)につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。なお、この場合、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知する。

6. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について社債権者と当社の間で締結する予定の取決めの内容
当社が社債権者との間で、平成22年10月21日に開催された(株)コネクテクノロジーズの取締役会決議(株式移転計画の承認及び第11期定時株主総会への付議)及び平成22年11月26日開催予定の(株)コネクテクノロジーズの第11期定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき本有価証券届出書の効力発生日をもって取決める予定の内容(以下「買受契約」といいます。)には、下記の内容の条項が含まれております。

先買権として当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権(但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く)又は新株予約権付社債(MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む)を発行(以下、「新株式発行等」という。)しようとする場合には、20個以上の本新株予約権が残存する限り、当社は、次の各規定(主要なもののみ記載)を遵守しない限り、直接又は間接に、新株式発行等を行わないものとする。

- ・ 当社は、社債権者に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券(以下、「提案証券」という。)の発行又は売出又は交換についての書面の通知(以下、「本提案書」という。)を交付するものとする。
- ・ 提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、社債権者は当該本提案書の10取引日(東京証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ)を経過する日までに、社債権者が購入することを希望する提案証券(この場合、割当予定先が提案証券の一部を購入することを選択するときは、割当予定先が購入を選択する金額を記載する)を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない(いずれの場合でも、これを「応諾通知」という)。

なお、ストックオプション目的により、当社及び当社子会社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される)を超えないときは除外する。

(中略)

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において大株主はおりませんが、当社の完全子会社となる㈱コネクトテクノロジーズの平成22年8月31日の大株主の状況は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
堀口利美	東京都港区	43,904	42.94
加来徹也	相模原市南区	9,896	9.67
山内和男	名古屋市西区	1,190	1.16
株式会社バンダイナムコホールディングス	東京都品川区東品川4-5-15	900	0.88
戸賀崎秀彰	東京都文京区	711	0.69
笹岡俊二	広島県西区	700	0.68
須藤邦宏	兵庫県西宮市	644	0.62
山内和男	名古屋市西区	535	0.52
株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7	486	0.47
伊藤広明	東京都町田市	414	0.40
計	-	59,761	58.45

- (注) 1. 所有株式数は、平成22年8月31日現在の所有株式数を基準として、平成22年10月4日付で㈱コネクトテクノロジーズが関東財務局長に提出した当社株式にかかる「臨時報告書」（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により提出したもの）の内容を加味して記載しております。
2. 山内和男氏は同性同名ではありますが、株主名簿における住所が異なるため異なる株主として記載しております。

(訂正後)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

(1) 募集の条件

(中略)

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権付社債は、株価の下落により割当株式数が増加することがある。</p> <p>2. 価額の修正基準及び修正頻度：本新株予約権の転換価額は、以下のとおり、修正される。 < 転換価額の修正 > 転換価額は、毎週金曜日の株価終値の90%に相当する金額に修正される（毎週金曜日の翌営業日から修正後の転換価額が適用される）。なお、転換価額の修正範囲はその上限を138円とし、下限を35円とする。</p> <p>3. 転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額： 当初転換価額 株式会社コネクトテクノロジー普通株式の株式会社東京証券取引所市場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額（1円未満切捨て） 上限転換価額 138円 下限転換価額 35円 （いずれも「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり修正又は調整されることがある。）</p> <p>4. 割当株式数の上限、下限： 上限 5,428,566株 下限 1,376,778株 （「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）</p> <p>5. 本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還ができる。 当社は、平成23年3月24日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。この場合、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。 当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下、「組織再編行為」という。）につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。なお、この場合、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知する。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない完全議決権株式で当社における標準となる株式。なお、1単元は100株。

新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の価額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項の転換価額(ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「転換価額」という。)は、当初、株式会社コネクテクノロジー普通株式の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)上場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額とする(1円未満切捨て、以下「当初転換価額」という。)ただし、本項2項及び第3項の規定に従って修正又は調整されるものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>2. 転換価額の修正</p> <p>本新株予約権の割当日である平成23年3月1日以降の毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日(ただし、決定日に終値(気配値を含む、以下同じ。)のない場合又は決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする、以下同じ。)の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の、当該日において有効な転換価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満切捨て、以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、第3項で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が35円(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、基準価格が138円(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本号第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記 乃至 の定めにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した社債権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

	<p>(4) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が他のいずれかの調整日と一致する場合には、合理的な理由が存在する場合を除き、本項第(2)号に基づく転換価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限転換価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限転換価額の調整についてのみ効力を有する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金190,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日から平成23年9月21日までとする。本新株予約権付社債の繰上償還又は買入消却を行う場合は、当社が取得する本新株予約権の権利行使については、取得日の前銀行営業日までとする。

新株予約権の行使 請求の受付場所、 取次場所及び払込 取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社コネクホールディングス 経営管理統括部 東京都新宿区西新宿七丁目7番29号</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 設置しない。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p> <p>4 新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、「新株予約権の行使期間」欄に定める行使請求期間中に上記、新株予約権の行使請求受付場所に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。 (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所にて行使請求が受理された日に発生する。</p>
新株予約権の行使 の条件	<p>1 各社債に係る新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2 各社債に係る新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の 取得の事由及び取 得の条件	本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡 に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関す る事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権が付された本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に 伴う新株予約権の 交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本届出書提出日の株式会社コネクテクノロジー第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「第2回新株予約権付社債」といいます。）の個数は38個であり、当社が、本株式移転に際し、株式会社コネクテクノロジーの第2回新株予約権付社債の社債権者に対して第2回新株予約権付社債に付された新株予約権1個に代わり、当社の成立の日の前日現在発行している第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の個数と同数の株式会社コネクホールディングス第1回新株予約権付社債に付された新株予約権1個を交付いたします。なお、第2回新株予約権付社債の行使等により変動する可能性があります。

(中略)

9. 転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額について

転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額は、株式会社コネクテクノロジーの第2回新株予約権付社債における当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額をそれぞれ本株式移転における株式移転比率に基づき、計算した数値であります。

(中略)

第二部【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1【組織再編成(公開買付け)の概要】

1【組織再編成(公開買付け)の目的等】

1. 株式移転の背景及び目的

(1) 背景及び目的

(中略)

持株会社体制への移行により想定される費用対効果及び上場維持方針

持株会社体制への移行は、傘下となる事業会社に対する権限委譲と業績に対する結果責任の明確化による意識改革に加え、後記(2)持株会社体制移行検討に当たって特に重視した点にありますように、現行体制において意思決定スピードの遅れから生じていた機会損失をなくし、それを確実に収益機会とすることにより、収益を向上させることができると考えております。よって、一定のコストを要するものの、要したコストを早期に吸収・回収した上で更なる企業価値向上が期待できると考えております。なお、持株会社体制の移行にかかる費用は(4)持株会社体制への移行手順におけるSTEP までの費用として約7百万円を見込んでおり、当該費用は、今後の事業収益により回収する予定です。

(株)コネクテクノロジーは、平成22年11月26日に開催予定の第11期定時株主総会での承認を前提に、平成23年3月1日を期日(効力発生日)として株式移転により完全親会社となる持株会社を設立することといたしました。同時に(株)コネクテクノロジーは、新設される持株会社の完全子会社となり、(株)コネクテクノロジー株式は上場廃止となります。併せて新設される持株会社は、株式会社東京証券取引所への新規上場を申請します。

従って新設される持株会社が新規上場を申請することにより、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

(中略)

(4) 持株会社体制への移行手順

(株)コネクテクノロジーは、以下の方法により持株会社体制への移行を実施します。

〔STEP 〕株式移転による持株会社設立

平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会での承認を前提に、平成23年3月1日を期日として株式移転方式により純粋持株会社「株式会社コネクホールディングス」を設立し、(株)コネクテクノロジーは持株会社の完全子会社となります。また、純粋持株会社設立後において4つの基幹事業を再編し、うちシステムソリューション事業とサービス事業の2つを事業軸とするとともに、新たにエンターテインメント事業を事業軸の1つに加え、合計3つの事業軸をもとに展開します。なお、プロダクツ事業とコンサルティング事業はサービス事業として組み入れ統合のうえ、集約します。

(中略)

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、(株)コネクトテクノロジーズの最終の事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面、備置日から本株式移転が効力を生ずる日までの間に上記 から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の該当事項を記載した書面を、(株)コネクトテクノロジーズの本店に平成22年11月11日より備置してあります。 は、平成22年10月21日開催の(株)コネクトテクノロジーズの取締役会において作成し、承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。 は、本株式移転に際して(株)コネクトテクノロジーズの新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社新株予約権の内容、数、割当に関する事項が相当であることを説明した書類です。 は、(株)コネクトテクノロジーズ最終の事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。 は備置日から本株式移転が効力を生ずる日までの間に上記 から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の該当事項を記載した書類です。これらの書類は、(株)コネクトテクノロジーズの本店で閲覧することができます。

（中略）

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

（中略）

5【従業員の状況】

（中略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーズの連結会社の平成22年8月31日の従業員の状況は以下のとおりです。

平成22年8月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
システムソリューション事業	15
プロダクツ事業	7
コンサルティング事業	1
サービス事業	4
全社（共通）	17
合計	44

（注）1．従業員数は就業人員（常用パートを含んでおります。）であります。

2．臨時従業員については、その重要性が低いため記載を省略しております。

（中略）

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

平成23年3月1日時点の当社の状況は以下のとおりです。

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	41,474,400
計	41,474,400

(中略)

(2)【新株予約権等の状況】

(株)コネクトテクノロジーズが発行した新株予約権および新株予約権付社債に付された新株予約権に代えて、当社設立の日の前日の最終の(株)コネクトテクノロジーズの新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権等の状況は以下のとおりです。

(中略)

会社法に基づき発行する新株予約権付社債は、次のとおりです。

株式会社コネクトホールディングス第1回新株予約権付社債

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年3月1日)
新株予約権付社債の残高(円)	190,000,000(注)1.
新株予約権の数(個)	38(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株1単元とする予定です。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書別紙7の2をご参照下さい。(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり5,000,000(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成23年3月1日 至平成23年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(注)4. 資本組入額(注)4.
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙7の5をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権が付された本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 本届出書提出日の株式会社コネクテクノロジー第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の個数です。本株式移転に際して、株式会社コネクテクノロジー第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の成立の日前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社コネクホールディングス第1回新株予約権付社債に付された新株予約権1個を交付します。したがって、株式会社コネクテクノロジー第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使等により変動の可能性がります。
2. (注) 1. と同じ理由により変動の可能性がります。また、株式移転計画書別紙7の2をご参照下さい。
 3. 株式移転計画書別紙7の3をご参照下さい。
 4. 株式移転計画書別紙7の6をご参照下さい。
 5. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

1. 本新株予約権付社債は、株価の下落により割当株式数が増加することがある。
2. 価額の修正基準及び修正頻度：本新株予約権の転換価額は、以下のとおり、修正される。
< 転換価額の修正 >
転換価額は、毎週金曜日の株価終値の90%に相当する金額に修正される(毎週金曜日の翌営業日から修正後の転換価額が適用される)。なお、転換価額の修正範囲はその上限を138円とし、下限を35円とする。
3. 転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額：
当初転換価額 株式会社コネクテクノロジー普通株式の株式会社東京証券取引所上場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額(1円未満切捨て)
上限転換価額 138円
下限転換価額 35円
(いずれも「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり修正又は調整されることがある。)
4. 割当株式数の上限、下限：
上限 5,428,566株
下限 1,376,778株
(「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)
5. 本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還ができる。
当社は、平成23年3月24日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。この場合、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。
当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下、「組織再編行為」という。)につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。なお、この場合、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知する。

6. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について社債権者と当社の間で締結する予定の取決めの内容
当社が社債権者との間で、平成22年10月21日に開催された(株)コネクテクノロジーズの取締役会決議(株式移転計画の承認及び第11期定時株主総会への付議)及び平成22年11月26日開催予定の(株)コネクテクノロジーズの第11期定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき本有価証券届出書の効力発生日をもって取決める予定の内容(以下「買受契約」といいます。)には、下記の内容の条項が含まれております。

先買権として当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権(但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く)又は新株予約権付社債(MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む)を発行(以下、「新株式発行等」という。)しようとする場合には、20個以上の本新株予約権が残存する限り、当社は、次の各規定(主要なもののみ記載)を遵守しない限り、直接又は間接に、新株式発行等を行わないものとする。

- ・ 当社は、社債権者に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券(以下、「提案証券」という。)の発行又は売出又は交換についての書面の通知(以下、「本提案書」という。)を交付するものとする。
- ・ 提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、社債権者は当該本提案書の10取引日(東京証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ)を経過する日までに、社債権者が購入することを希望する提案証券(この場合、割当予定先が提案証券の一部を購入することを選択するときは、割当予定先が購入を選択する金額を記載する)を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない(いずれの場合でも、これを「応諾通知」という)。

なお、ストックオプション目的により、当社及び当社子会社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される)を超えないときは除外する。

(中略)

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において大株主はおりませんが、当社の完全子会社となる㈱コネクトテクノロジーズの平成22年8月31日の大株主の状況は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
堀口利美	東京都港区	43,904	42.94
加来徹也	相模原市南区	9,896	9.67
山内和男	名古屋市西区	1,190	1.16
株式会社バンダイナムコホールディングス	東京都品川区東品川4-5-15	900	0.88
戸賀崎秀彰	東京都文京区	711	0.69
笹岡俊二	広島市西区	700	0.68
須藤邦宏	兵庫県西宮市	644	0.62
山内和男	名古屋市西区	535	0.52
株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7	486	0.47
伊藤広明	東京都町田市	414	0.40
計	-	59,380	58.07

(注) 1. 所有株式数は、平成22年8月31日現在の所有株式数を基準として、平成22年10月4日付で㈱コネクトテクノロジーズが関東財務局長に提出した当社株式にかかる「臨時報告書」(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)により提出したもの)の内容を加味して記載しております。

2. 山内和男氏は同性同名ではありますが、株主名簿における住所が異なるため異なる株主として記載しております。